

法教育の概要

法教育とは

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう

法教育が目指すもの

- 様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることを理解させ、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質や能力を養う。

➡ 自由で公正な社会を支える法的なものの考え方を育てる

法教育の主な内容

- ルールをどのようにつくるのか、ルールに基づき、どのように紛争を解決していくのか、学習させる
- 日常生活における身近な問題を題材に合意形成のルールを理解させる
- 憲法・法の基礎にある基本的価値について理解を深めさせる
- 司法や裁判の特質について、実感を持って学ばせる

➡ 子どもの成長・発達に応じた、小・中・高等学校を通じた法教育

法教育の学習指導要領における位置付け

※小学校は平成23年度、中学校は平成24年度、高等学校は平成25年度から全面实施

小学校

○「社会科」

- ・ 社会生活を営む上で大切な法やきまり(第3学年, 第4学年)
- ・ 国民の司法参加(第6学年)

○「道徳科」(平成30年度から実施)

- ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に(第1学年, 第2学年)
- ・ 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る(第3学年, 第4学年)
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たす(第5学年, 第6学年)

中学校

○「社会科」

- ・ 裁判員制度
- ・ 契約の重要性

○「道徳科」(平成31年度から実施)

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める

高等学校

○「公民科」

- ・ 現代社会について法など多様な角度から理解させる
- ・ 法の支配と法や規範の意義及び役割
- ・ 司法制度の在り方
- ・ 法に関する基本的な見方や考え方
- ・ 裁判員制度
- ・ 経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

小・中・高等学校「特別活動」

意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動(学級・ホームルーム活動, 児童会・生徒会活動)



法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

法教育の普及・推進に向けた法務省の取組

司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)

「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、所要の措置を講ずる」

法教育研究会(平成15年7月～平成16年11月)

我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討

- 「報告書」の取りまとめ
- 4つの教材例(①ルールづくり, ②私法と消費者保護, ③憲法の意義, ④司法)の作成

法教育推進協議会(平成17年5月～)

我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、法教育研究会の報告の趣旨を踏まえつつ、以下の事項に関する情報交換及び今後の在り方につき検討

- 学校教育における法教育の実践等
- 教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等
- 裁判員制度を題材とした法教育の実践等
- その他法教育の研究・実践・普及方法等

実施

支援

法教育の普及・推進に向けた主な取組

○ 法教育の実践状況調査

- ・ 平成24年度には小学校, 平成25年度には中学校, 平成26年度には普通科の高等学校, 平成27年度には専門学科・総合学科の高等学校につき, 法教育の実践状況を調査

○ 法教育教材の作成・配布

- ・ 上記調査結果を踏まえ, 平成25年度には小学生向けの法教育教材, 平成26年度には中学生向けの法教育教材を作成
- ・ 平成29年度には高等学校向けの法教育教材の作成を予定

- ・ 小学生向けの教材は全国2万0, 816校の小学校の他, 教育関係機関に配布済
- ・ 中学生向けの教材は全国1万0, 493校の中学校の他, 教育関係機関に配布済

○ 出前授業

- ・ 学校や地域の集まりに法務省職員等を講師として派遣して法教育授業を実施

- ・ 平成25年度の実施回数は2, 992回, 参加人数は10万1, 447人
- ・ 平成26年度の実施回数は3, 325回, 参加人数は14万1, 592人

○ 地方における法教育推進プロジェクトの支援

- ・ 各地域において法教育に携わる教育関係機関と地域社会の法律専門家との体系的・計画的な連携の支援

- ・ 平成22・23年度に京都, 平成24・25年度に岐阜で法教育推進プロジェクトを実施
- ・ 平成26年度に地域の関係機関と調整の上, 群馬県法教育推進協議会を立上げ

○ リーフレットの作成・配布

- ・ 法務省における法教育の取組を広くPRするための広報用のリーフレットを作成し, 教育委員会等に約8万枚配布

○ 法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」等を活用した広報

- ・ クリアファイルを作成し, 法の日フェスタの参加者等に配布したほか, 法務省関係機関において, 出前授業等の際に児童生徒等に配布



法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」

法教育と消費者教育

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定)

法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(契約自由の原則、私的自治の原則など)を理解する必要がある。

※ 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第3条第7項
「消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。」

消費者教育に関連した法務省における取組

○ 教材の作成

「約束をすること、守ること」(小学生を対象とした法教育教材)
「私法と消費者保護」(中学生を対象とした法教育教材) など

○ 出前授業

- ・ 学校や地域の集まりに法務省職員等を講師として派遣して法教育授業を実施
- ・ 「約束をすること、守ること」、「契約って何だろう」、「身の回りにある法律的な問題」等のテーマで授業を実施

【全国の法務局による私法分野に関する法教育授業実施回数】

- ・平成25年度の実施回数は273回、参加人数は1万2,251人
- ・平成26年度の実施回数は139回、参加人数は7,424人

具体的な授業例

○ 「約束をすること、守ること」

ものの貸し借りを題材に、「約束をすること、約束を守ること」の意義について考えさせ、理解を深める授業(主に小学生を対象に授業)

○ 「契約って何だろう」

売買契約、贈与契約、賃貸借契約等の契約類型を学び、契約の成立、権利義務、契約の解除等について学ぶ授業(主に中学生を対象に授業)

○ 「身の回りにある法律的な問題」

売買、賃貸借、使用貸借、消費貸借等の契約類型を学んだ上で、契約トラブルの類型(契約内容の問題、契約をする能力の問題、契約をする過程の問題、契約が実行されない場合)について、それぞれの考え方を学ぶ授業(主に高校生を対象に授業)